

近年、高齢化やデジタル化の急速な進行に伴い、消費者被害は複雑・多様化しています。さらに、令和4年12月10日に消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が成立したことに伴い、靈感商法等による被害相談の増加が想定され、徳島市消費生活センターの果たす役割はますます重要となってきました。

現在、徳島市消費生活センターでは、徳島市民のほか、石井町・神山町・佐那河内村の住民の皆様の契約に関するトラブルや悪質商法による被害、商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に専門の相談員が対応しています。

また、ホームページや啓発パンフレット等による情報提供、講座等による消費者教育などを実施するとともに、国民生活センターとのオンライン情報ネットワークによる情報共有や関係機関等との連携を図りながら、消費生活相談を実施しております。

今後とも4市町村で連携を図りながら、消費生活をめぐるトラブル等の問題解決に向けた相談体制の強化や各年代に応じた消費者トラブルの未然防止のための消費者教育、啓発活動をより一層推進し、誰もが安心して、安全に暮らせるまちづくりを目指し、全力で取り組みを続けてまいりたいと考えております。

令和5年4月

徳島市長                      内 藤 佐和子

石井町長                      小 林 智 仁

神山町長                      後 藤 正 和

佐那河内村長                岩 城 福 治